

[事案 29-354] 通院給付金支払請求

・平成 30 年 12 月 14 日 和解成立

<事案の概要>

担当者が整骨院への通院についても給付金が支払われるという誤った説明をしたこと等を理由に、通院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

椎間板ヘルニアで入院し、手術を受け、退院後の治療として整骨院に通院した。平成 21 年 11 月に契約した医療保険にもとづき通院給付金を請求したところ、約款上の支払要件に該当しないとして、給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、担当者の説明どおりに通院給付金を支払ってほしい。

- (1) 担当者に、通院給付金の支払対象となるか確認したところ、対象になると回答された。
- (2) 整骨院が支払対象にならないとわかっていれば、整形外科に通院するなど、違う治療を検討した。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 約款上、整骨院通院時の通院給付金は四肢における骨折等に関して施術を受けた場合に支払対象となるもので、申立人の通院はこれに該当しない。
- (2) 通院給付金の支払対象となるのは、入院の直接の原因となった別の疾病等の治療を目的とする通院であり、整骨院の治療記録によると、椎間板ヘルニアの治療を目的とした通院とは認められない。
- (3) 担当者が、申立人に対し、整骨院への通院も通院給付金の支払対象である旨の誤った説明をしたことは認めるが、本通院は椎間板ヘルニアの治療を目的とするものではないため、仮に整形外科等への通院であっても通院給付金の支払対象とはならない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、担当者の説明内容等を把握するため、申立人および担当者の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、担当者の説明どおりの通院給付金の支払いは認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 担当者が、整骨院への通院について誤った回答をしたことについては争いが無い。
- (2) どのような治療を行うかについては、原則として、医学上適切な治療を行うべきものであって、給付金の支払いの有無等によって左右されるべきものではないが、適切な治療方法が複数あるような場合に、給付金の支払いの有無等が当事者の判断に影響を与えることもあり得る。本事案では、担当者が誤った回答をしたことが、申立人の治療に関する意思決定に影響を及ぼした可能性は高いと考えられる。